

## (2) 家畜の殺処分に関する人員の確保

都道府県における家畜の殺処分に関する人員確保について、防疫指針では前述のとおり、都道府県は家畜伝染病発生時において防疫計画を策定の上、農林水産省に報告することとされている。また、都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難な場合には、農林水産省、他の都道府県等からの派遣を要請し、なお人員が不足する場合には、自衛隊への派遣要請を検討し、自衛隊等の関係機関に協力を要請する場合、農林水産省と調整することとされている。

さらに、農林水産省は、令和 2 年度、家畜伝染病が多発したことを踏まえ、当省の調査実施中に防疫指針の一部変更を行っており、都道府県における人員確保に関して、事前の備えとして都道府県内最大規模の農場における発生を想定した動員計画を策定し、農林水産省に報告することとされた。動員計画の策定に当たっては、都道府県を挙げた動員体制とすることが明記されたほか、都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難な場合には、農林水産省、他の都道府県等からの派遣について、事前に農林水産省と協議し、なお困難な場合には、自衛隊への派遣要請について、事前に農林水産省と調整することとされている（参考）。

このことに関し、家畜伝染病に係る自衛隊災害派遣の状況を踏まえ、防衛省からは、家畜伝染病対策は、自治体の責務であり、自助・共助の努力を促進していただき、都道府県による防疫措置要領及び関係機関の協力を含む動員計画の整備並びに所要の教育を実施することを要望するとの意見があった（注1）。

（注1） 自衛隊における家畜伝染病に関する災害派遣活動について、高病原性鳥インフルエンザに係る自治体からの災害派遣要請は 11 月頃から実施されるが、この時期は陸上自衛隊の部隊にとって大規模な訓練を実施する訓練最盛期に当たり、一部の訓練を中止・短縮した例もあったとしている。

（参考）「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（抄）

### 第 2 章 発生予防対策

#### 第 1 節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

##### 第 2-2 発生に備えた体制の構築・強化

###### 2 都道府県の取組

(1) 発生時に円滑に初動防疫対応を実施することができるよう、都道府県内の最大規模の農場における発生を想定し、以下の点に留意して動員計画及び必要となる資材の調達計画を事前に策定し、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

- ① 家畜衛生担当部局、畜産・農業関係団体のみではなく、家畜衛生担当部局以外の都道府県職員及び畜産・農業関係以外の団体を含む都道府県を挙げた動員体制とするとともに、事前に関係者との合意形成を図る。
- ② 都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難であることが見込まれる場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等の職員や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣について、事前に動物衛生課と協議する。また、なお困難であることが見込まれる場合には、自衛隊への派遣要請について、事前に動物衛生課と調整する。

- ③・④ (略)  
(2)～(8) (略)

## ア 調査対象都道府県における動員計画の策定状況

今回調査した 45 都道府県では、令和 3 年 10 月の防疫指針の一部変更以前から、全てで豚熱又は高病原性鳥インフルエンザに係る独自の動員計画が策定されていた。

また、これらの動員計画における動員予定の機関を調査したところ、i) 市町村は 23 都道府県 (51.1%)、ii) 関係団体は 30 都道府県 (66.7%)、iii) 国 (地方農政局等) は 26 都道府県 (57.8%) であった。また、i)～iii) のいずれの動員も想定されていないものが 6 都道府県 (13.3%) あった。

これらの機関の動員が想定されていない理由について、都道府県では、i) 市町村職員について、消毒ポイントの運営や焼却場所の確保など土地勘を生かせる作業に動員していること、ii) 関係団体について、例えば、農業協同組合は養牛には精通しているものの、養豚や養鶏の分野の活動は活発でないことから、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫作業への協力を得ることが困難であること、iii) 地方農政局の職員について、班体制が編成可能なほどの人数が派遣されるかをあらかじめ見込むことが困難であること (注 2) 等のほか、派遣人数が少数である機関に派遣要請するよりも、作業効率やまん延防止の観点から、多数派遣できる自衛隊に一元的に派遣要請を行う方が効率的とするものもあった。

(注 2) 農林水産省に対して地方農政局等の職員の派遣の考え方について聴取したところ、原則として地方農政局等の職員の派遣人数については都道府県からの要望に応じて調整するとしている。地方農政局等の職員の派遣が結果的に少人数になる場合もあるが、少人数であっても都道府県職員等の殺処分の班体制に組み込めるので作業要員として活用できるとしている。

## イ 家畜伝染病発生時における対応状況

実地調査した 17 都道府県のうち、自衛隊派遣事例のある 14 都道府県では、アの動員計画で市町村や関係団体等の動員が想定されており、i) 市町村は 8 都道府県、ii) 関係団体は 9 都道府県、iii) 国 (地方農政局等) は 10 都道府県であった。

上記 14 都道府県のうち、i)～iii) のいずれの動員も想定されていないものが 3 都道府県あり、これらの都道府県においては、発生当時、実際にはiii) 国への派遣要請をしていた一方、都道府県職員以外の i) 市町村及び ii) 関係団体に協力を求めることなく自衛隊の派遣要請が行われている状況がみられた。

また、動員計画に市町村や関係団体等の動員を想定していた都道府県の中には、想定していた動員体制では対応できず自衛隊の派遣を要請したものの、殺処分を行う中で、都道府県が自衛隊に当初割り当てていなかった鶏舎まで作業を依頼したことを受け、自衛隊から、都道府県における人員確保について申入れを受けた例がみられた（表 2-(2)-①）。

**表 2-(2)-① 家畜伝染病発生時に自衛隊から申入れを受けた例**

連続発生事例において、県が想定していた動員体制（県職員、関係団体等）では対応できず、自衛隊に派遣を要請したが、初発事例で県が当初自衛隊に割り当てていない鶏舎まで殺処分を依頼したことを受けて、自衛隊から、「作業主体は県で、国や他県、市町村等の支援を得て全力で対応しても能力が不足する場合に自衛隊が協力する」と申入れがあった。

これを受け、県は、後発事例において新たに、別の関係団体に協力を要請。関係団体については、殺処分作業に関する人員派遣協定を締結していた 3 団体以外の団体にも協力を依頼し、家畜の運搬作業等について支援を受けることができた。今回新たに協力が得られた団体については、人員派遣協定を締結することを検討している。

(注) 当省の調査結果による。

一方で、動員計画に市町村や関係団体等の動員を想定していた都道府県では、平素から i) 都道府県内市町村に対して防疫措置の人員の確保を要請、ii) 農業関係団体と動員について調整などの取組を行い、家畜伝染病発生時に円滑に市町村や関係団体等からの協力を得ている状況がみられた（表 2-(2)-②）。

表 2-(2)-② 市町村や関係団体等の動員に関する取組の例

No.	取 組 例
1	<p>高病原性鳥インフルエンザ全 8 事例において、殺処分人員のうち約 1 割を発生市町村から動員（4,910 人中 513 人（10.4%））し、中には発生市町村からの派遣数が自衛隊派遣数を上回った事例（自衛隊 132 人に対して市町村 196 人）もあった。</p> <p>平素からの取組として、①県防疫マニュアルにおいて、発生市町村が防疫措置等の人員確保を行うことを規定、②県内全ての市町村が独自に防疫マニュアルを作成し、体制を整備するよう県が指導、③高病原性鳥インフルエンザのシーズン前に県から全市町村に対して通知を行い、発生時の人員や資材を確保して防疫対応に万全を期すことを改めて要請などを行っていることが多くの市町村職員を動員できたことにつながっている。（宮崎県）</p>
2	<p>高病原性鳥インフルエンザへの対応に際し、農業協同組合等の農業関係団体 14 団体を含む 16 団体から 4 日間で計 68 人を殺処分作業等に動員した。</p> <p>平素から農業関係団体と動員について調整を図っていたことにより、一定数の動員を行うことができた。（岡山県）</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の人数は全て延べ人数で計上した。